

愛知県融資制度手続等一覧

2021(令和3)年4月1日現在

制度名・資金名		略称	融資対象者	
小規模企業等振興資金	通常資金	振	従業員50人(商業・サービス業30人)以下の会社、個人、企業組合、医療法人、NPO法人	
	小口資金	振小	従業員20人(商業・サービス業は政令特例業種 ^(注) を除き5人)以下の会社、個人、企業組合、医療法人等(注:宿泊業と娯楽業は20人)	
一般事業資金		一般事業	中小企業者	
中小企業組織強化資金		短期資金	商工中金の融資対象資格がある組合	
サポート資金	セーフティネット	環セ80	中小企業信用保険法第2条第5項第5号、第7号、第8号の認定を受けた中小企業者	
		環セ100	中小企業信用保険法第2条第5項第1号、第2号、第3号、第4号、第6号の認定を受けた中小企業者	
	経営あんしん	環経	(売上減少)	最近3か月間の月平均売上高が、前年同期の月平均売上高に比べて3%以上減少している中小企業者
			(関連倒産防止)	県認定倒産事業者に対して売掛金等の債権が50万円以上ある中小企業者又は県認定倒産事業者との取引額が全取引額の20%以上の中小企業者
	経済対策特別		環特	最近3か月間の月平均売上高総利益額(粗利益)が前年同期又は2年前同期の月平均売上高総利益額に比べ3%以上減少している中小企業者
	条件変更改善		環条	返済条件の緩和を行っている既存の信用保証付き融資を借り換え、金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者
	短期		環短	一時的な資金を必要とする中小企業者(法人については、流動比率又は当座比率が100%以下であること)
	大規模危機対応		環危	中小企業信用保険法第2条第6項の認定を受けた中小企業者
	経営改善等支援		環伴	金融機関の継続的な伴走支援を受けながら経営改善等に取り組む中小企業者
	経済環境適応資金	(貿易振興)	環企貿	製造業又は卸売業を営み輸出品の製造、加工、集荷又は輸入を行う中小企業者
環海			海外販路の開拓や海外向け新製品の開発等、海外展開に係る次の事業に取組み、将来的に県内事業所の事業規模や雇用の維持・拡大を目指す中小企業者(県内事業所の全てを廃止する場合を除く。) ① 外国における支店、工場等の設置又は拡張に係る事業 ② 出資割合が10%以上となる外国法人の発行に係る株式又は出資の持分の取得 ③ 出資割合が10%以上である外国法人の発行に係る証券等の取得又はこれらの外国法人に対する金銭の貸付 ④ 海外直接投資の事業実施に必要な従業員教育 ⑤ 海外直接投資の事業実施に必要な調査 ⑥ 海外への販路拡大に係る見本市、商談会への参加 ⑦ 直接輸出入に係る事業 ⑧ 海外向け新製品の開発等、その他海外展開に係る事業(上記に該当する事業を除く。)	
(海外展開)		環企新	中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画の承認を受けた中小企業者	
(経営革新計画)		環企F	ワークライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進を図る中小企業者 愛知県ファミリー・フレンドリー企業の登録を受けた中小企業者	
(ワークライフ・バランス、ファミリー・フレンドリー)		環企女	あいち女性輝きカンパニーの認証を受けた中小企業者	
(あいち女性輝きカンパニー)		環健	愛知県健康経営推進企業の認証を受けた中小企業者	
(健康経営)		環エネ	環境負荷低減設備を導入し、省エネに取り組む中小企業者 公害を防止するために必要な施設等の設置及び改善等を行う中小企業者 現在地で公害を防止することが困難なため工場等を移転し、移転先(県内に限る。)で公害を防止するために必要な施設等の設置及び改善等を行う中小企業者	
(環境・省エネ)		環魅	活性化モデル商店街の指定を受けた中小企業者又は指定を受けた団体に所属する中小企業者	
(商店街)		環光	観光振興のためのイベントや設備投資を行う中小企業者	
(観光)		環防	防災のための施設・設備の設置及び補強等を行う中小企業者 事業継続計画(BCP)を策定、実施する中小企業者 中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律に基づく事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画を策定し、経済産業大臣の認定を受けた中小企業者	
(防災)		環力	金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者	
(経営力強化)		環立適	工場適地等に立地しようとする製造業、物流業、ソフトウェア業又は情報処理サービス業を営む中小企業者	
(企業立地)		環未来	地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画の承認を受けた中小企業者	
(地域未来投資)		環補助	国(独立行政法人等を含む)、地方自治体及び(公財)あいち産業振興機構から、県内の事業に係る補助金の交付決定を受けた中小企業者	
(補助金つなぎ)		環設	機械・装置、工具・器具・備品等の新設、増強、改良又は補修等を行う中小企業者	
設備投資促進枠		環C	新たな取組に挑戦し、そのために必要な資金の一部をクラウドファンディングにより調達する中小企業者	
クラウドファンディング活用促進枠		別に定める	取扱金融機関ごとに別に定める中小企業者	
金融機関提案型	環創	以下のいずれかに該当する創業者又は創業者である中小企業者 ①事業を営んでいない個人が、1か月(6か月)以内に個人で又は2か月(6か月)以内に会社を設立し、事業を開始すること ②中小企業者である会社が新たに会社を設立すること ③事業を営んでいない個人が、事業を開始後5年を経過していないこと ④会社が設立した中小企業者である会社で設立後5年を経過していないこと ⑤再チャレンジを図るために、再挑戦支援保証を利用する者 ⑥融資対象①～⑤のいずれかに該当し、県の行うスタートアップ支援事業による支援を受けた者 ※()内は、認定特定創業支援等事業の支援を受けた場合に限る。		
創業等支援資金	協調推進枠	環創協	環創協S	
	クラウドファンディング活用促進枠	環創C	環創CS	
再生・事業承継支援資金	再生	環再サ	経営サポート会議等の支援を受けて作成された事業再生計画に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者	
	事業承継	環承	事業承継前に、事業承継計画を策定し、計画の実行に取り組む中小企業者 事業承継後に、事業承継を契機とした経営状況等の変化に対応するため、事業計画を策定し、計画の実行に取り組む中小企業者	
		環承経	中小企業経営承継円滑化法に基づく認定を受けた中小企業者又はその代表者又は事業を営んでいない個人	
		環承N	環承又は環承経の融資対象に該当し、あいち事業承継ネットワークの支援機関等の支援を受けた者	
		環承特	事業承継の段階における資金調達にあたり、経営者を含めて保証人を不要とする取扱いを希望する者のうち、別に定める申込人資格要件に該当する者	

必要性	事前認定等		計画書の添付	信用保証	利用保証制度	責任共有制度	掲載ページ
	様式等	申請先等					
-	-	-	-	-	一般保証	対象	7
-	-	-	-	要	小口零細企業保証	対象外	
-	-	-	-	要	一般保証	対象	27
-	-	-	-	-	-	-	31
要	SN保証の認定書	各市町村商工担当課	-	-	【別枠】経営安定関連保証	対象	39
要	様式1の1	取扱金融機関	-	要	一般保証	対象外	
要	様式2	取扱金融機関	-	要	一般保証	対象	
要	様式5	取扱金融機関	-	要	条件変更改善型借換保証	対象	
要	認定経営革新等支援機関の支援を受けて申込人が策定した事業計画	認定経営革新等支援機関(国の認定を受けた税理士・金融機関等)	-	要	一般保証	対象	
要	様式4	取扱金融機関	-	要	【別枠】危機関連保証	対象外	
要	危機関連保証の認定書	各市町村商工担当課	-	要	【別枠】伴走支援型特別保証	一部対象	
要	SN保証4号、5号又は危機関連保証の認定書 経営行動計画書	各市町村商工担当課 取扱金融機関	-	要	一般保証	対象	
-	-	-	要(様式6の1)	選択	一般保証 【別枠】海外投資関係保証(融資対象①～⑤)	対象	
-	-	-	要(様式6の2) (様式6の3) ※(様式6の4) (様式6の5) (様式6の6)	選択	一般保証 (融資対象⑥～⑧)	対象	
要	主務大臣又は知事の承認を受けた経営革新計画	県中小企業金融課 設備導入・経営革新グループ(とりまとめ)	-	要(様式7)	【別枠】経営革新関連保証	一部対象	
-	-	-	要(様式7)	選択	一般保証	対象	
要	県の登録証、一般事業主行動計画	県労働福祉課 仕事と生活の調和推進グループ	-	要	一般保証	対象	
要	県の認証書	県男女共同参画推進課 女性の活躍促進グループ	-	要	一般保証	対象	
要	県の登録証明書	県健康対策課 健康づくりグループ	-	要(様式8)	一般保証	対象	
-	-	-	要(様式8)	選択	一般保証	対象	
要	様式9	県環境政策課 又は各県民事務所等環境保全課	-	要(様式9)	【別枠】事業継続力強化関連保証 連携事業継続力強化関連保証	一部対象	
要	様式10	県商業流通課 商業指導グループ	-	要(様式10)	一般保証	対象	
-	-	-	要(様式11)	選択	一般保証	対象	
-	-	-	要(様式12)	選択	一般保証	対象	
要	経済産業大臣の認定を受けた事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画	中小企業庁	-	要	一般保証	対象	
要	認定経営革新等支援機関の支援を受けて申込人が策定した事業計画書	認定経営革新等支援機関(国の認定を受けた税理士・金融機関等)	-	要	一般保証	対象	
要	様式14	県産業立地通商課 立地推進グループ	-	要(様式14)	一般保証	対象	
要	主務大臣又は知事の承認を受けた地域経済牽引事業計画	国(独立行政法人等を含む)、地方自治体及び(公財)あいち産業振興機構	-	要(様式15)	一般保証	対象	
要	補助金交付決定書及び補助金交付申請書	国(独立行政法人等を含む)、地方自治体及び(公財)あいち産業振興機構	-	要(様式13)	一般保証	対象	
-	-	-	要(様式15)	別に定める計画書	一般保証	対象	
-	-	-	別に定める計画書	取扱金融機関ごとに別に定める。	一般保証	対象	
⑥の場合要	様式17	県スタートアップ推進課	要(様式16) (環創Cの場合)別に定める計画書	要	創業関連保証 創業等関連保証	対象外	47
要	経営サポート会議等の支援を受けて作成された事業再生計画	県信用保証協会、再生支援協議会等	-	要	【別枠】事業再生計画実施関連保証	一部対象	48
-	-	-	要(様式19) 要(様式20)	要	一般保証	対象	
要	知事の認定書	県中小企業金融課 経営支援・調整グループ	-	選択	特定経営承継関連保証、特定経営承継準備関連保証 【別枠】経営承継関連保証、経営承継準備関連保証 一般保証、特定経営承継関連保証、特定経営承継準備関連保証 【別枠】経営承継関連保証、経営承継準備関連保証	対象	
要	様式21	-	-	要	事業承継特別保証	対象	
一部要	事業承継時判断材料チェックシート	経営者保証コーディネーター	-	要	事業承継特別保証	対象	